

インターネット上の表現行為と名誉毀損に関する判断基準

山口 知仁

インターネットの普及にともない、電子掲示板やホームページ、ウェブログ等を用いた個人による自由な情報発信が可能となった。しかしその反面で、名誉毀損をはじめとしたインターネット社会特有の法的諸問題が多発している。近年裁判が行われた「ラーメンフランチイズ事件」(以下「本件」)では、インターネット上の表現行為が名誉毀損罪に該当するための判断基準について争われ、大きな注目を集めた。

本件は、インターネットの普及によって拡大しつつある個人の表現行為を、いかなる判断基準によって裁いていくべきかという問題を提起した事例であると言える。そこで本研究では、本件に焦点を当て、インターネット上における表現行為と名誉毀損罪成立とのバランスについて考察し、インターネット利用者の表現の自由の尊重と被害者保護との均衡を保つための、望ましい判断基準のあり方を検討した。

本研究では、まず本件に対する判例研究として、判例集を参照の上、本件の事案の概要や各裁判所における争点および判断等についてそれぞれ比較・整理を行った。その後、本件に関する判例評釈等の参考文献を網羅的に調査し、インターネット上における表現行為と名誉毀損罪成立とのバランスに関して、実際にどのような議論がなされているのか分析を行い、それをもとにインターネット利用者の表現の自由の尊重と被害者保護との均衡を保つための、望ましい判断基準のあり方について検討した。

本件において、一審判決では、対抗言論の理論を背景に被害者の反論可能性を認め、インターネット上で扱われる情報の信頼性の低さを理由として新たな判断基準の定立を試みた。二審判決では、被害者の反論可能性に対して懐疑的な見方を示し、インターネット上で扱われる情報の信頼性を低いとみなすのは妥当ではないと判断し、従来の判断基準に則って裁判を行った。上告審判決では、二審の判断内容を支持し、上告を棄却している。

判例評釈等の分析から、被害者の反論可能性、対抗言論の理論、情報の信頼性の低さ、新基準の水準、および一審判決の論理構造に対して、それぞれ否定的な見解が数多くなされていることが分かった。しかしながら一方で、インターネットの特性として被害者の反論可能性を見出した一審の判断を評価する意見や、一審の定立した新基準の意義を肯定的に論じる意見も多かった。

以上のことから、被害者の反論可能性は一定の状況下において積極的に認められるべきで、その際に対抗言論の理論も導入されうると考えた。また、情報の信頼性の度合いはそれぞれの個人利用者に応じて判断されるべきで、信頼性が低いと判断される場合にのみ判断基準の緩和が検討されるべきであると考えた。一審判決の論理構造の是非に関しては、上記の条件の下であれば妥当と言えるものと判断した。

(指導教員 石井夏生利)